后川朱公報

令和 7 年 3 月 31 日 (月曜日)

号

外

(第 25 号)

目

次

公安委員会

- ○石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
- ○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行 うことができる手続等の一部改正

海区漁業調整委員会

○石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川 県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例施行規程の一部改正

内水面漁場管理委員会

○石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る 石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関 する条例施行規程の一部改正

収用委員会

○石川県収用委員会が所管する手続等に係る石川県行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施 行規程の一部改正

2

公安委員会

1

1

公布する。 石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに

企柜七年三月二十一日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第三号

則

「川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規

規則第六号)の一部を炊のように改正する。 石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成二十年石川県公安委員会

「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。第八条中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を

室 三

この規則は、公布の日から施行する。

石川県公安委員会告示第31号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等(令和3年石川県公安委員会告示第32号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

石川県公安委員会

申請等の表自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)の項を削る。

海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会規程第1号

石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施 行規程(平成20年石川海区漁業調整委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川海区漁業調整委員会

第8条中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を 「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則

この規程は、公表の日から施行する。

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会規程第1号

石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条 例施行規程(平成20年石川県内水面漁場管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県内水面漁場管理委員会

第8条中「磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を 「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則

この規程は、公表の日から施行する。

収 用 委 会 員

石川県収用委員会規程第1号

石川県収用委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程 (平成20年石川県収用委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県収用委員会

第8条中「磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を 「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

(1箇月2,350円送料とも)